

■ 展覧会鑑賞教室(ミュージアム教室)の対象について

最終更新日:2018/9/1

以下の場合、「展覧会鑑賞教室(ミュージアム教室)対象」となりますので「団体鑑賞申込書」をご提出ください。

※展覧会鑑賞教室は教育普及活動の一環として主に未成年者を対象に実施しています。一般団体様向けには実施しておりませんので、あらかじめご了承ください。

No.	団体鑑賞の目的
1	学校教育活動
2	学童保育活動(公営・民営不問)
3	ボーイスカウト・PTA活動・子ども会等の活動
4	静岡市母子寡婦福祉会の活動

■ 観覧料の免除・減額の対象について

以下の場合、「観覧料が「免除」または「減額」となりますので「団体鑑賞申込書」をご提出ください。

No.	団体鑑賞の目的・区分	減免の別	注意事項
1	学校教育活動	免除	学校教育活動に随行する児童・生徒等の保護者は対象外です。
	専修学校(高等課程を除く)・大学・放送大学 等	減額	
2	学童保育活動(公営・民営不問)	免除	ボーイスカウト・PTA活動・子ども会等の活動は、引率責任者以外の保護者は対象外です。
3	静岡市母子寡婦福祉会の活動	免除	子どもの年齢・学年によらず免除の対象ですが、引率責任者以外の保護者は対象外です。
4	静岡市(関係機関を含む)主催の生涯学習活動	減額	静岡市以外の主催の場合は対象外です。
5	各種活動の引率者	免除	引率者は学級担任及び引率責任者等、団体における必要最低限の人数とさせていただきます。団体鑑賞の目的等から免除の対象にはならないと館長が判断した場合は対象外です。